

日 銀 業 第 5 3 9 号

2 0 2 1 年 10 月 11 日

日 銀 ネット 連 絡 責 任 者 殿

日 本 銀 行 業 務 局

日 銀 ネット 「業 務 継 続 に 関 す る F A Q」 の 更 新 に つ い て

日 本 銀 行 金 融 ネット ワーク システム (以 下 「日 銀 ネット」 と い い ます。) 関 係 事 務 に つ き ま し て は、平 素 か ら 格 別 の ご 協 力 を 賜 り、厚 く 御 礼 申 し 上 げ ます。

日 本 銀 行 で は、新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 の 対 策 な ど、日 銀 ネット の 業 務 継 続 に 関 し て 多 く 寄 せ ら れ ま し た ご 照 会 を 取 り ま と め、「[業 務 継 続 に 関 す る F A Q](#)」 と し て 日 本 銀 行 の ホ ー ム ペ ー ジ に 掲 載 し て い ます。今 般、同 F A Q を 別 紙 の と お り 更 新 し ま し た の で、お 知 ら せ い た し ます¹。

本 件 に か か わ ら ず、日 銀 ネット の 運 行 管 理 面 で ご 不 明 な 点 な ど ご ざ い ま し た ら、以 下 の 照 会 先 ま で 遠 慮 な く ご 連 絡 く だ さ い。

【本 件 に 関 す る 照 会 先】

日 本 銀 行 業 務 局 統 括 課 業 務 運 行 統 括 グ ル ー プ
0 3 - 3 2 7 7 - 2 5 7 6

以 上

¹ 本 件 を 反 映 し た 資 料 は、「日 本 銀 行 の ホ ー ム ペ ー ジ — 業 務 上 の 事 務 連 絡 — 日 銀 ネット 関 連」 に 掲 載 し て い ます。

「業務継続に関するFAQ」の更新内容

- 新たに4項目の質問・回答を追加するとともに、既存の回答を一部修正しました。新たに追加した項目は、次項以下に掲載しています。

<新たに追加した項目>

項目	質問
Q 1 - 7	端末認証装置（障害時用）は、障害や災害が起きなければ使用できないのか
Q 2 - 3	権限者カード（障害時用）を、特定の人物に紐づけずに発行することは可能か
Q 4 - 2	日銀ネットの障害が発生した場合には、どのような連絡が必要か
Q 4 - 3	日銀ネットの立ち上げ・立ち下げ時刻は変更可能か

<既存の回答にかかる主な修正点>

項目	主な修正点
Q 1 - 2 Q 1 - 3 Q 1 - 4 Q 3 - 1	端末認証装置（障害時用）の使用（Q 1 - 2、Q 1 - 3）、駆けつけ型の日銀ネット回線の共同利用（Q 1 - 4）、書面取引の利用（Q 3 - 1）が、それぞれ想定されるケースを具体的に記載しました。 （修正前）障害その他の事由 （修正後）障害や災害のほか、感染症対応・テロなどの事由
Q 1 - 2	アクセス回線の敷設にあたり、光通信設備の構築がともに必要となる場合には、より多くの期間が必要となる旨を記載しました。
Q 2 - 1	権限者カード（権限者未登録）の交付依頼にかかる手続きを一部見直したこと（2021年3月25日付日銀シス第93号）に伴い、修正しました。

1-7 端末認証装置（障害時用）は、障害や災害が起きなければ使用できないのか

Q 端末認証装置（障害時用）の設置を検討するにあたり、どのようなケースで使用可能かを教えてほしい。障害や災害が起きなければ使用できないのか。

端末認証装置（障害時用）は、障害や災害のほか、感染症対応やテロなどの事由により、利用先のメイン拠点で日銀ネットが利用できない場合に、使用することができます。また、有事の対応力強化を目的とした確認を平時に行う際にも、使用することができます。端末認証装置（障害時用）を使用する際には、予めセンター（042-351-1127）までご連絡いただくとともに、留意点（Q1-8）をご確認ください。

なお、デュアルオペレーション等により、バックアップ拠点において通常時から日銀ネットを利用する場合には、端末認証装置（障害時用）ではなく、端末認証装置（通常時用）を使用することとなります（Q1-2 参照）。

2-3 権限者カード（障害時用）を、特定の人物に紐づけずに発行することは可能か

Q 障害時等に使用することを目的として、権限者カード（障害時用）を特定の人物に紐づけずに発行し、その部署の職員であれば誰でも使用できるようにすることは可能か。

権限者カードは、障害時用か否かにかかわらず、予めセンターに登録した送信権限者に対して発行する必要があり、特定の人物に紐づけずに発行することはできません。

権限者カードの発行は、利用先において行うことができます（[利用細則（共通事務）](#)第1編Ⅳ.4参照）ので、使用が想定される方に予め権限者カードを発行しておく方法のほか、保有している権限者カード（権限者未登録）を使用して必要に応じて機動的に発行する対応をご検討ください。

4-2 日銀ネットの障害が発生した場合には、どのような連絡が必要か

Q 日銀ネットの障害が発生した場合の連絡先や、連絡の内容について教えてほしい。

利用先において日銀ネットの障害が発生した場合は、直ちに日銀ネット主管店（業務局または支店業務課）またはセンター（システム情報局）に連絡してください。ご連絡の際は、下表の内容について、その時点でわかる範囲でお伝えください。

概要	内容
障害の状況	<ul style="list-style-type: none">・ 障害が発生した箇所および発生時刻・ 影響の出ている（出る可能性のある）業務・ 端末装置に表示された処理通番（取得できた場合）

当日の取引予定	<ul style="list-style-type: none"> ・当日の日銀ネット入力予定取引の内容（件数・金額） ・予定取引の実行時限
代替手段の採否	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧の可否および復旧までの所要見込み時間 ・代替手段による業務継続の可否およびその切り替えまでの所要見込み時間
連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ・障害が復旧するまでの間の連絡先（利用業務毎に区分されている場合はその区分毎）

—— センター（システム情報局）への連絡にあたっては、[利用細則（共通事務）](#) 第 27 号書式もご活用ください。

【日銀ネット主管店連絡先】

- ・日本銀行本店の取引先：業務局統括課業務運行統括グループ（03-3277-2576）
- ・日本銀行支店の取引先：各支店業務課

【システム情報局連絡先】

- ・センター（042-351-1127）

4-3 日銀ネットの立ち上げ・立ち下げ時刻は変更可能か

Q 災害や感染症拡大等により通常通りの出勤が難しくなった場合に、日銀ネットの立ち上げを遅らせたり、立ち下げを早めたりしてもよいか。

日銀ネットでは、当座勘定取引、外国為替円決済制度関係事務、国債振替決済関係事務の3つの利用業務において、それぞれ全ての利用先が日銀ネットを利用する時間帯（以下、「コアタイム」といいます。）を設けており、それに対応できる事務処理体制の確保をお願いしています。

利用業務	コアタイム
当座勘定取引	9時～17時
外国為替円決済制度関係事務	9時～15時
国債振替決済関係事務	9時～16時30分

もっとも、災害や感染症対応等により通常通りの出勤人員の確保が難しい場合には、以下の連絡先までご相談ください。

【連絡先】

- ・業務局統括課業務運行統括グループ（03-3277-2576）